



## 平成29年度税制改正における 中小企業関係税制のポイントについて

平成29年税制改正大綱における、中小企業・小規模事業者に関する税制改正の概要が中小企業庁より発表されました。本稿では、特に注目すべきポイントについて紹介いたします。

詳細は中小企業庁ホームページに掲載されています。

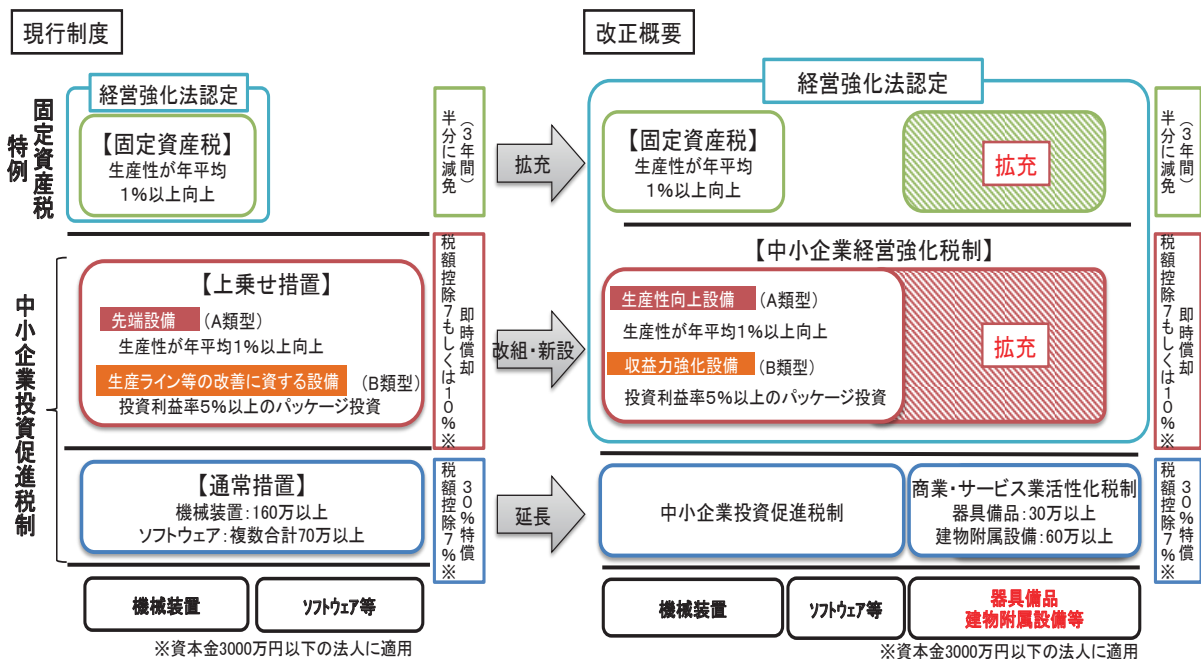
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei.htm>

経済産業省全体の税制改正については、下記ホームページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2017/161215a/index.html](http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/161215a/index.html)

### 1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置（法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税）**【拡充】**

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。

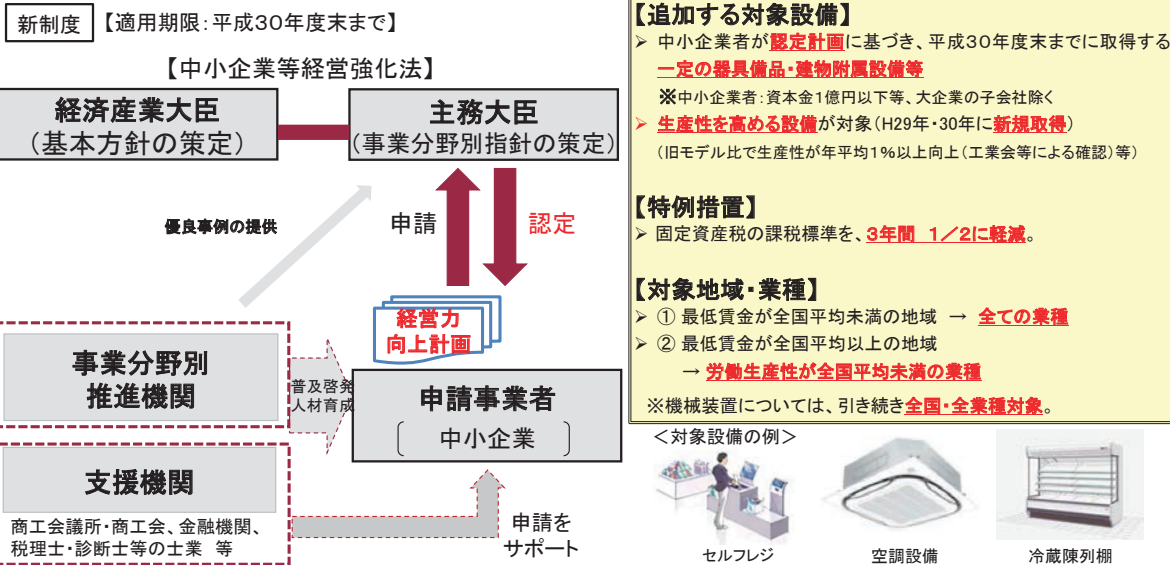




1-①中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例 (固定資産税)

拡充

- GDP600兆円に向けて、**中小企業の生産性向上は緊急の課題。**
- 特に**赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため**、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、**対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加**。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。



1-②中小企業経営強化税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

改組・新設

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、**サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組**。適用期限は2年間。

**改正概要** 【適用期間：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

1-③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業      30%特別償却 又は 7%税額控除 資本金3,000万超の中小企業      30%特別償却

1-④商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

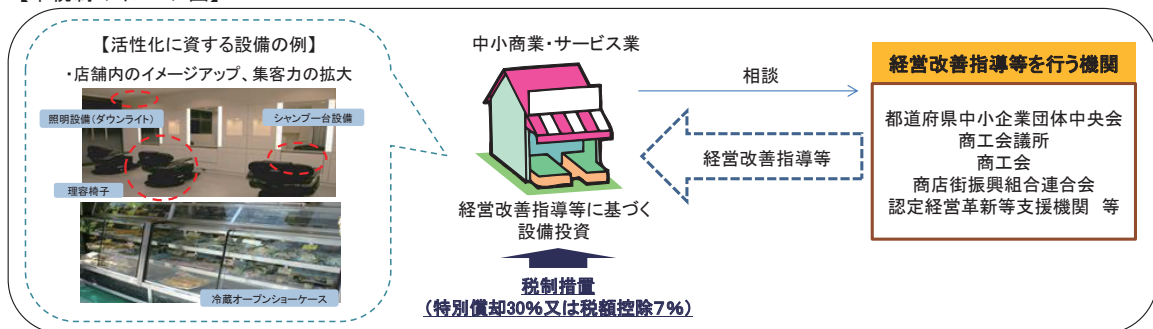
改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※2)ができる措置。

(※1) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。  
器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上  
建物附属設備(空調施設、店舗内装等): 1台60万円以上

(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



2. 所得拡大促進税制の見直し (法人税・所得税・法人住民税)

拡充

○本年度を上回る賃上げを実現するため、企業の賃上げインセンティブを強化。  
○大企業は、29年度に高い賃上げを行うインセンティブを強化。  
○中小企業は、現行制度による賃上げ促進に加え、29年度に高い賃上げを行う企業を強力に支援。

**現行制度**

- 【要件①】給与等支給額の総額：平成24年度から一定割合(下図)以上増加
- 【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上
- 【要件③】平均給与等支給額：前事業年度を上回る

要件①～③を満たす場合

**給与等支給額の増加額の10%を税額控除**  
(法人税額の10%(中小は20%)が上限)

**改正概要** ※【要件①】【要件②】は、現行制度と同様。

**<大企業(資本金1億円超)>**

- 【要件③】平均給与等支給額：**前年度比2%以上増加**
- (賃上げ率2%以上の企業)前年度からの増加額について税額控除を**2%上乗せ**
- (賃上げ率2%未満の企業)支援対象から除外

**<中小企業(資本金1億円以下)>**

- 【要件③】平均給与等支給額：**(1)前事業年度を上回る (2)前年度比2%以上増加**
- (1)賃上げ率2%未満の企業税額控除10%を維持
- (2)賃上げ率2%以上の企業前年度からの増加額について税額控除を**12%上乗せ**

**大企業 (賃上げ率2%以上)**

**中小企業**

(1)賃上げ率2%未満の場合

(2)賃上げ率2%以上の場合

3. 研究開発税制 (法人税・所得税・法人住民税)

延長・拡充

○あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、**第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、投資の増減に応じて支援にメリハリを効かせる等**の見直しを行う。

- 改正概要**
- ①第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加(「試験研究費」の定義の見直し)
  - ②増加型を廃止した上で、総額型に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減率に応じて6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入。(現行制度:控除率8~10%)
  - ③中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乗せする仕組みを導入。
  - ④オープンイノベーション型の手続要件を企業実務に合わせて緩和。
  - ⑤高水準型の適用期限を2年間延長する。

【適用期限:時限措置については平成30年度末まで】

**上乗せ措置 (時限措置)** **【C 高水準型】** 試験研究費の対売上高試験研究費率が10%を超えた場合の制度

**【A 総額型】** 試験研究費総額にかかる控除制度

**【B オープンイノベーション型】** 大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用(特別試験研究費)総額にかかる控除制度

控除率:  
大企業の場合:試験研究費の増減に応じて6~14%  
※控除率10%超の部分は時限措置(2年間)  
中小企業等の場合(中小企業技術基盤強化税制)  
:試験研究費の増加に応じて12~17%  
※控除率12%超の部分は時限措置(2年間)

控除率:  
相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒**30%**  
相手方がその他(民間企業等)の場合⇒**20%**

【控除上限】  
A':10% or C:10%  
A:25%  
B:5%

※総額型の控除上限(A')について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0~10%を上乗せ、②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型(上記C)と選択制。

4. 中小企業者等の法人税率の特例 (法人税、法人住民税)

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%に軽減されている(軽減税率)。
- 国際的な経済環境の変化等により、景気の先行きに不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、適用期限を2年間延長。

改正概要 【本則:期限の定めなし】  
【租税特別措置:適用期限 平成30年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率は時限的な措置として、更に15%に軽減されている(租税特別措置)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

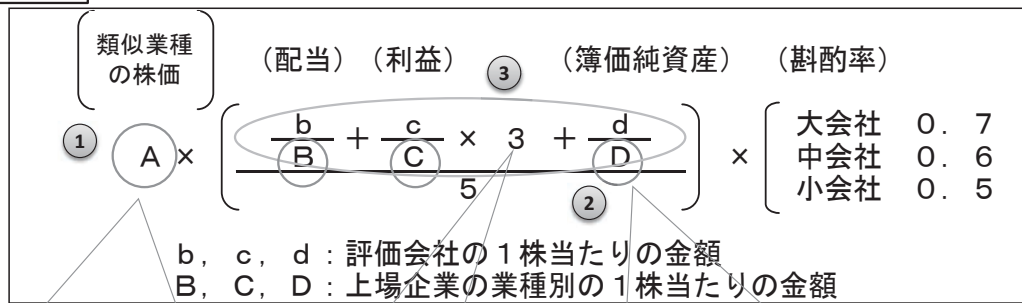
5-①取引相場のない株式の評価方式に関する見直し (相続税、贈与税)

新規

- 上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。

改正概要

類似業種比準方式による株価の算出方法



- 類似業種株価 (A) について、2年間平均を選択可能に
  - 上場企業株価の上昇局面における急激な変動を平準化。

- 比準要素 (B, C, D) について、連結会計上の数字に見直し
  - 上場企業の子会社を含めたグローバル経営を反映した評価に見直し。

- 比準要素 (B, C, D) のウェイトを「1:1:1」に見直し
  - 「利益3倍」の見直しにより、成長・好業績企業の負担を軽減。

- 会社規模の判定基準の見直し
  - 併用方式の類似業種の割合 (L) が高まることで、時価純資産 (含み益) が重い中会社の株価を抑える効果あり。

(参考) 併用方式の場合の算定式  
類似業種比準価額 × L + 一株当たりの純資産価額 × (1 - L)  
Lの値 大会社: L=1 中会社: L=0.9~0.6 小会社: L=0.5

※平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用。

- 経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
- 事業承継税制(非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度)について、
  - ①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
  - ②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化を図る。

## 改正概要

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。  
 ※平成29年度より、認定事務を都道府県に移譲

## ●人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

- 深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
- 災害や経営環境の激変(事故・災害、取引先の倒産等)時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。

- 従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。  
(4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる)
- 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、**セーフティネット**(雇用要件の弾力化)を措置

## ●早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

- 贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
- 事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。

- 相続時精算課税との併用を認める**ことで、贈与税の納税猶予**取消時の納税額を、相続税と同額**とする。
- 成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止  
(中小企業要件・非上場要件)

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

上述のほか、次の改正が行われます。

## 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(法人税、法人住民税、事業税)

延長

- 本特例措置は、事業協同組合等の貸倒れに係るリスク担保力を確保することにより経営基盤を強化するとともに、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援するための制度。
- 事業協同組合等が損金算入することのできる貸倒引当金の繰入限度額の割り増しを認める本特例措置について、割増率を見直した上で、適用期限を2年延長する。

## 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長(登録免許税)

延長

- 本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律1.5/1,000に軽減するもの。○当該抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等に対して負担を求めているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じている。○本措置について、適用期限を2年間延長する。